

[事案 2021-264] 保険料払込免除等請求

・令和4年5月13日 裁定打切り

<事案の概要>

保険料の払込免除等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年9月に契約した学資保険について、契約者（満期保険金受取人）である自分の父が死亡したため、保険料払込免除の請求を行ったところ、自分が契約者の財産を相続放棄していることを理由に断られた。しかし、以下の理由により、保険料払込を免除し、被保険者（自分の子）へ満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 申込時、募集人から、契約者に万一のことがあった場合は、保険料の払込みが免除されると説明を受けた。
- (2) 約款に、契約者が死亡している場合は、被保険者に満期保険金が支払われると記載されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料払込免除は、契約者からの請求が必要であるが、契約者が死亡している場合、新たな契約者については約款上の規定がないため、民法に則り、契約者の相続人がその権利義務を継承し、払込免除の請求を行う必要があるところ、申立人は相続放棄を行っており、その権利義務を継承していない。
- (2) 満期保険金の受取人について、保険金の支払事由発生以前に受取人が死亡したときは、受取人は被保険者となるが、仮に満期までの保険料を申立人が立て替えたとしても、満期が到来するまでの間、本契約は契約者の相続財産となり、今後相続財産管理人が立てられ、契約の解約を請求された場合は契約が消滅し、満期保険金を支払うことができなくなることから、現時点で被保険者に満期保険金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は契約者の相続財産となり、この契約を継承すること、すなわち、保険料免除や各種保険金を請求する権利そのものが相続財産となるところ、申立人は相続放棄を行っており、本契約を継承することができず、本契約について何らの請求権も持つことはできず、申立人が生命保険契約等契約上の権利を有しないと認められるため、裁定手続を打ち切ることとした。